# 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、 農業用の機械・施設等の取得)を図る取組を税制面で支援します。

## 税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、 法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金を そのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。
  - (例) 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



#### 準備金の積立て

交付金を準備金として積み立てた場合、 この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象になります。)

### 農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

### 対 象 者

**青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者**であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画に位置付けられた**農業を担う者**
- 地域計画が策定されていない場合は、人・農地プランに位置付けられた中心経営体
- ※ 地域計画は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間で集中的に策定されます。

### 対象資産

- 〇 農用地
  - 農地、採草放牧地
- 農業用の機械・施設等
  - ・機械及び装置 ・器具及び備品
  - ・建物及びその附属設備 ・構築物 ・ソフトウエア

注:機械・施設等は、令和5年度から取得価額が30万円未満のものは対象外となります。

### 対 象 交 付 金

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ・ナラシ)
- 〇 水田活用直接支払交付金
  - 水田活用の直接支払交付金\*
  - · 畑地化促進事業(R4補正)\*
  - · 畑作物産地形成促進事業 (R4補正)
  - ・コメ新市場開拓等促進事業

注:\*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援 は対象外となります。

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての**農林水産大臣の証明書**が必要です。

証明書の申請手続については、お気軽に地方農政局・県拠点等にお問い合わせください。



# 収入保険・農業共済等の概要

# 1 収入保険

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



### 【加入できる方】

### 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 現行は、加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。 令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告実績(簡易な方式を含む)で加入できるよう検討しています。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

### 【対象収入】

### 農業者が自ら生産した農産物の<u>販売収入全体</u>

- ※ 簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## (1) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が<u>基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限</u> 度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。
  - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も 考慮して設定します。
  - ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は 基準収入の9~5割の中から選択できます。
  - ※ 保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。
- 〇 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)
  - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、<u>保険金の受</u>取がない方は、保険料率が段階的に下がっていきます。
  - ※ 積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、<u>補てんに使われない限り、翌年に持ち越</u> されます。
  - ※ 税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、 預け金として取り扱います。

## ① 基本のタイプ

保険方式(掛捨て)と積立方式(掛捨てではない)の組み合わせができます。

#### 基本のタイプでは、

例えば、基準収入1,000万円の場合、

保険方式の保険料8.5万円、

積立方式の積立金22.5万円、

付加保険料2.2万円で、

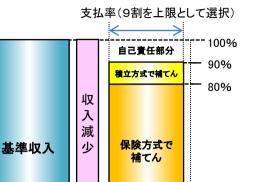
最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の収入がゼロになったときは、

810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てん が受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、 付加保険料には50%の国庫補助があります。 積立金は補てんに使われなければ、翌年に持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払(最大9回)や 制度資金の活用ができます。

# 基本のタイプ



保険期間

の収入

収入がゼロ

になっても

補てん

(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

## ② 保険料の安いタイプもあります!

保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ 補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。

#### 基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1.000万円**の場合、

保険料4.7万円(基本のタイプより約4割安い)、

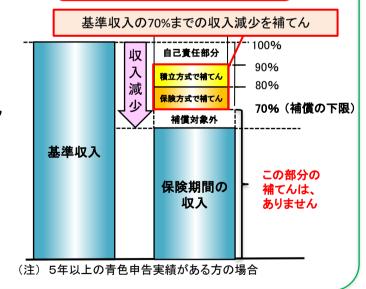
積立金22.5万円、

付加保険料1.9万円で、

保険期間の収入が700万円になったときは、

**180万円(積立金90万円、保険金90万円)の補てん** が受けられます。

ただし、700万円を下回った分の補てんはあ りません。 基準収入の70%を補償の下限 とした場合の補てん方式



# (2) 無利子のつなぎ融資が受けられます!

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、保険期間中であっても、 自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、 無利子のつなぎ融資を受けることができます。

# (3) インターネット申請と自動継続特約について

共通申請サービスを通じてインターネット申請をした方や翌年以降の契約を継続する特約 (自動継続特約)をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

	インターネット申請と自動継続特約を	
	両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引	
継続加入者	3,200円割引	

※ インターネット申請のみの場合:新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引 自動継続特約のみの場合:新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

# (4) 野菜価格安定制度との同時利用について

現在、当分の間、初めて収入保険に加入される方は、最初の2年間、収入保険と 野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を同時利用することができるようにしてい ます。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

- ※ 収入保険と野菜価格安定制度を同時利用される方には、<u>収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者</u> の負担金の両方を支払っていただきます。
- ※ 収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金の計算上、 その金額を控除します。

### <加入・支払等手続のスケジュール>

- ※ 保険期間が令和6年1月~12月の場合のイメージです。
- ※ 保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。 事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



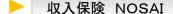


収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、 最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

### 【収入保険に関する地域の相談窓口一覧】

http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※ 収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済 組合連合会(NOSAI全国連)のホームページ でご覧になれます。





# 2

# 農業共済

経営所得安定対策等の対象作物について、自然災害リスクをカバーしたい方には、**農作物** 共済と畑作物共済があります。(このほか、果樹共済、家畜共済、園芸施設共済があります。)

### 【対象品目】

農作物共済 水稲、陸稲、麦

<u>畑作物共済</u> ばれいしょ、大豆、てん菜、そば このほか、小豆、いんげん、さとうきび、茶(一番茶)、スイート コーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭も対象に含みます。

#### 【補償対象となる事故】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害

#### 【補償期間】

移植期(直播の場合は発芽期)から収穫期

### 補償内容

〇 以下のメニューから、農業者が選択できます(品目ごとに選択できるメニューが異なります)。

	共済金支払条件	共済金の算定に用いる収穫量
全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が9割(そばは8割)を下回った場合	JA等の出荷資料や
災害収入 共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、 生産金額が9割を下回った場合	税務申告の帳簿による収穫量 (又は生産金額)
地域インデ ックス方式	農業者ごとに、補償対象となる事故が発生した場合であって、 市町村ごとの統計データによる収穫量が9割を下回った場合	農林水産統計の収穫量
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が8割を下回った場合	損害評価員等の被害ほ場の現 地調査による収穫量

- 水稲、陸稲及び麦において、一筆半損特約を付加した場合は、ほ場ごとに半損以上の損害があった場合でも共済金が受け取れます。
- 危険段階別共済掛金率により、共済金の受取額によって、共済掛金率は変わります。共済金の受取りが少ない農業者の掛金は段階的に下がっていきます。

【試算例(10a当たり)	水稲 (全相殺方式)	麦 (災害収入共済方式)	大豆 (全相殺方式)
農業者が支払う共済掛金 一筆半損特約を 付加した場合の掛金	594円 (604円)	1,850円 (1,876円)	1,558円
収穫量が50%減少した 場合に支払われる共済金	3. 9万円	2. 7万円	2. 1万円
収穫量が皆無になった 場合に支払われる共済金	8. 7万円	6. 1万円	4. 7万円

※掛金の原則50%(ばれいしょ、大豆、てん菜、そばは55%)を国が補助します。 上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

#### ○ 収穫後の自然災害等への備えとして!

令和元年度は台風・大雨による災害で、収穫後に倉庫に保管していた農産物が浸水し、大きな被害が生じました。こうした被災に備えて以下のような保険に加入することが重要です。

収入を補償・・・収入保険(詳細は40~42ページを参照)

財産を補償・・・農業共済組合の保管中農産物補償共済、民間保険会社の事業者向けの火災保険等



農業共済について、詳しいことは、

下記URLから、<u>お近くの農業共済組合までお問い合わせください</u>。

【各地域の農業共済組合(NOSAI)連絡先一覧】

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/contact.html (農林水産省ホームページ)

# 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

### チェックをしてみましょう!

### ① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

■ MAFFアプリをインストールし、災害対策等 の情報を活用していますか?

#### ○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

□ 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか?

### ② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

### ③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも 年に1回は見直しを行い、備えが十分か 確認しましょう。





※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP(事業継続計画)とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、中核となる事業を継続させたり、可能な限り短時間で事業を復旧させたりするための方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のことです。 BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、自然災害への備えとなるだけでなく、平常時における自らの経営の見直し、改善にも繋がります。



チェックリスト、農業版BCPは、**農林水産省ホームページ**に掲載しています。

【農林水産省 事業継続計画BCP】

https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\_bcp.html (農林水産省ホームページ)

農業版BCP 農水省

◎ 検索